

**社会福祉法人 抱民舎 後援会**

**会 則**

**2001年10月3日作成**

(名称・事務所)

第1条 本会は「社会福祉法人 抱民舎後援会」と称し、事務所を青森県中津軽郡岩木町大字高屋字安田 735-3「であいの家あうん」内に置く。

電話/0172-82-6060 FAX0172-82-6061

(目的)

第2条 本会は「生活リズムセンターノーム」の活動趣旨であった「ノーマライゼーション理念の実践に基づき、「障害の分け隔てなく、全ての人が支障なく地域生活を行える社会づくり」を目指して、社会福祉法人 抱民舎がその理念を継承し、実践活動を柔軟に行えるように、資金づくりと会員の拡充を行って、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 社会福祉法人 抱民舎の運営資金づくり。  
後援会商品の販売  
チャリティバザーの開催  
チャリティコンサートの開催  
後援会会員の募集  
チャリティ講演会の開催  
であいの家あうん並びに社会福祉法人 抱民舎の運営する事業への助成
- (2) 理事会並びに総会の開催
- (3) 社会福祉法人 抱民舎の運営する「であいの家あうん」並びに社会福祉法人抱民舎が運営する事業利用者との行事等での交流
- (4) 会員相互の研修並びに親睦交流会の開催

(会員)

第4条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 個人会員 年会費 1口 3,000円
- (2) 団体会員 年会費 1口 5,000円
- (3) 家族会員 年会費 1口 5,000円  
会費は1口以上何口でも可能

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以内

(2) 監事 2名

(会長・副会長の選任及び理事の代表権)

第6条 本会に理事たる会長1名、副会長2名を置き、理事の互選により選任する。

- 2 会長は本会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長の事故あるときは、あらかじめ会長の指名した副会長、理事が順次その職務を代行する。

(理事会)

第7条 本会の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。但し、日常の軽易な業務は、会長が専決し、これを理事会に報告する。

- 2 理事会は会長がこれを招集する。

(理事の選任等)

第8条 理事は総会において選任し、会長が委嘱する。

(監事の選任等)

第9条 監事は総会において選任する。

(監事による監査)

第10条 監事は本会の公正な運営を図るため、理事の業務の執行の状況及び会計事務の監査にあたる。

(役員任期)

第11条 役員任期は2年とする。但し再任は妨げない。

- 2 欠員が生じたときには、理事会で補選する。
- 3 会長、副会長の任期は、理事としての在任期間とする。

(会議)

第12条 会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会と臨時総会とする。

- 2 通常総会は毎年1回開催し、事業報告、決算の承認、事業計画、収支予算の決定、その他の運営に関する事項を議決する。

(議決)

第13条 会議の議決は、出席者の過半数をもって決定する。

(部会及び委員会)

第14条 本会に部会または委員会を置くことができる。

- 2 部会または委員会は、専門的事項についての本会の運営に参画し、あるいは会長の諮問に答え、意見具申を行う。

(事務局及び職員)

第15条 本会の事務を処理するため、であいの家あうん内に事務局を置く。

- 2 事務局に職員を若干名置く。
- 3 事務局職員は会員または法人職員の中から会長が任免する。

(会計)

第16条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 本会の経費は会員の納入する会費、寄付金、並びに商品販売を持って充てる。
- 3 会費の徴収は、現金と引き換えに本会の発行の領収書を受けることによって収納することを原則とする。但し、遠隔地の会員は本会口座に振り込みとする。

(帳簿等の備え付け)

第17条 本会に次の帳簿を備える。

- 2 会則
- 3 会計簿
- 4 会員名簿及び役員名簿

(会則の変更)

第18条 本会則は総会において、出席者の3分の2以上の同意がなければ、変更することができない。

(解散)

第19条 本会は会員4分の3以上の同意がなければ、解散することができない。

(付則) 平成13年11月4日より施行する。